

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて令和2年11月20日適当と決定し、その関係書類を当該右欄に掲げる場所において令和2年12月4日から同月24日まで縦覧に供する。

令和2年12月1日

香川県知事 浜 田 恵 造

土地改良区名	土地改良事業名	縦覧場所
琴平町土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 本村地区	琴平町農政課
〃	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 本村東地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 新横井地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 柳の鼻地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 土居股地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (農道改修事業) 北浦地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 柳股地区	〃